

し尿処理施設解体実施計画策定業務委託

見 積 仕 様 書

令和 6 年 8 月

森

町

目 次

第1章 共通仕様書	1
第2章 特記仕様書	4
1 測量調査	4
2 有害物質調査	5
3 解体工事実施計画	7
4 書類整備	9

し尿処理施設解体実施計画策定業務委託 仕様書

本仕様書は、森町が計画する「し尿処理施設解体実施計画策定業務委託」に係る調査・実施計画業務に適用する。

第1章 共通仕様書

1. 目的

本業務は、森町（以下「委託者」という。）が適正な廃棄物処理を行うため使用したし尿処理施設等について、関係する法基準等を遵守して適正に解体するにあたり必要となる有害物質調査、解体実施計画及び届出書等の作成を行うものである。

2. 業務名

し尿処理施設解体実施計画策定業務委託

3. 業務場所

茅部郡森町字砂原東4丁目2番地39

4. 委託期間

契約締結の翌日より 令和7年3月14日まで

5. 業務項目

本業務に係る項目は、本仕様書及び特記仕様書による。

- (1) 測量調査
- (2) 有害物質調査
- (3) 解体工事実施計画
- (4) 書類整備

6. 対象施設の概要

本業務の対象施設であるし尿処理施設の概要を以下に示す。

し尿処理施設の概要

施設名称	し尿処理施設
所在地	茅部郡森町字砂原東5丁目99番地14
処理方式	嫌気性消化処理方式
処理能力	70 k1/日
竣工年次	昭和50年

7. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。なお、成果品の作成にあたっては事前に委託者の業務担当員と協議するものとする。

- (1) 測量調査
測量手簿及び図面……………製本 1 部 (A4)
- (2) 有害物質調査
有害物質調査報告書……………製本 3 部 (A4)
- (3) 解体工事実施計画
解体工事実施計画報告書……………製本 3 部 (A4)
- (4) 報告書等
書類整備……………1 式
- (5) 上記の電子データ……………1 式 (C D-R)

8. 業務管理

- (1) 本業務の受託者（以下、「受託者」という。）は、業務の円滑な進捗をはかるため十分な経験を有する技術者を配置する。
- (2) 業務処理責任者を定め、業務の全般について技術的な管理を行わせなければならない。
- (3) 受託者は、契約後すみやかに業務計画書を作成し、委託者に提出して承諾を得なければならない。
- (4) 業務の円滑な推進を図るため、委託者及び受託者は綿密な連絡を取り打合せ及び協議を行う。打合せ及び協議事項は全て受託者が議事録を作成し、委託者に提出するものとする。

9. 資料の貸与

委託者が所有し本業務の遂行上必要な資料は、所定の手続きによって受託者へ貸与するものとする。なお、貸与された資料は業務完了に併せて返却するものとする。

10. 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を始めとする関係法令、基準等を遵守しなければならない。

11. 秘密の保持

受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、委託者の許可なしに他の業務等に使用または公表してはならない。なお、コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

12. 関係機関との協議

受託者は、本業務の内容について関係機関との協議を必要とするとき、または協議を求められた場合、その対応を行うものとする。なお、関係する官公署に関しても同様とする。

13. 質疑の解釈

業務の遂行において本仕様書の内容及び本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議のうえ、委託者の意図を十分理解し業務の遂行に努めなければならない。

14. 検査及び引渡し

本業務は、委託者の検査合格をもって完了とする。なお、納品後に受託者の帰すべき理由による不備または誤りが発見された場合は、責任を持って速やかに訂正しなければならない。

15. 提出書類

受託者は業務の着手及び完了にあたって、次の書類を委託者へ提出しなければならない。

- (1) 業務着手時

- ① 業務着手届
- ② 管理技術者選任届（経歴書の写し添付）
- ③ 業務工程表
- (2) 業務完了時
 - ① 業務完了届
 - ② 成果品目録
 - ③ 成果品受渡書
 - ④ 請求書

第2章 特記仕様書

1. 測量調査

1-1. 業務目的

し尿処理施設の解体にあたり周辺の測量調査を行い、解体実施計画等の策定を行うために必要な基礎データを得ることを目的とする。

1-2. 調査内容

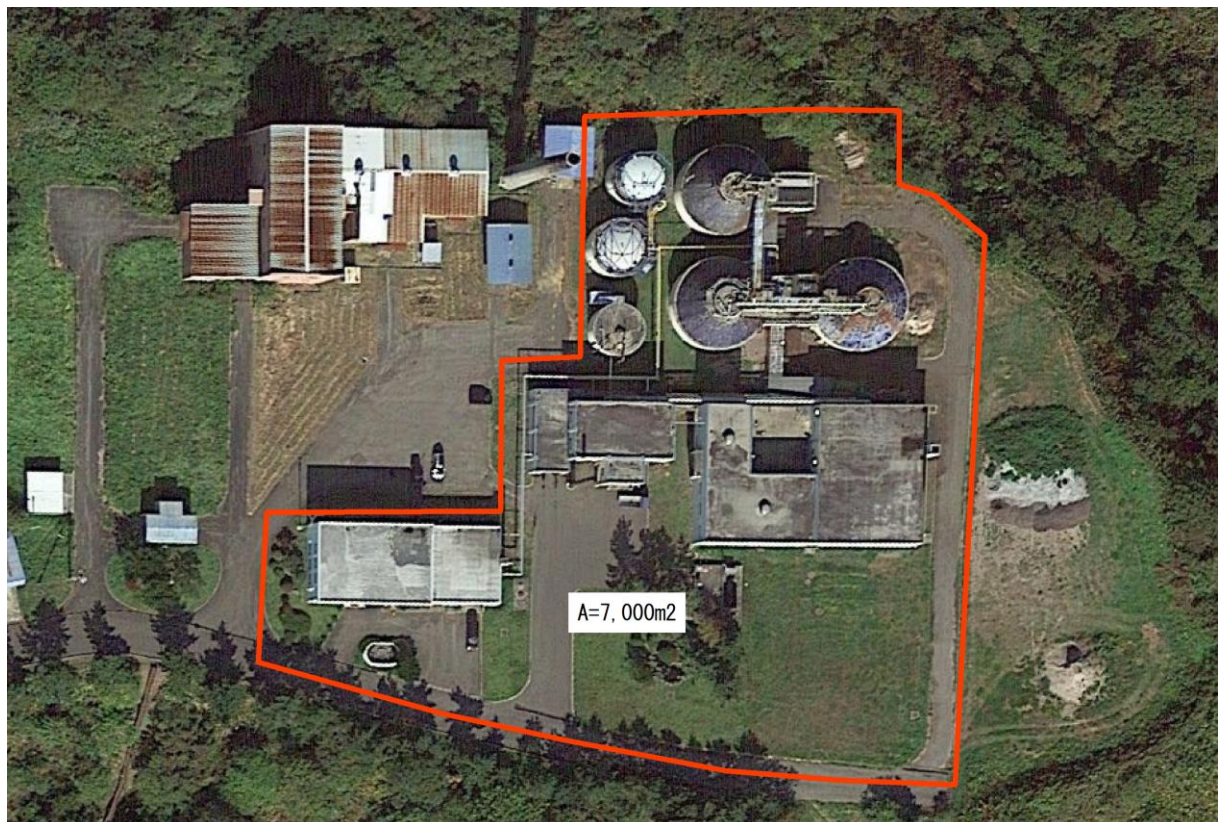
- | | |
|---------|---------------------|
| ① 作業計画 | 一式 |
| ② 現地踏査 | 0.1km |
| ③ 3級基準点 | 1点 |
| ④ 4級基準点 | 5点 |
| ⑤ 地形測量 | 7,000m ² |

※簡易な作工調査等は含むものとする。

※測量範囲の詳細は委託者の業務担当職員との現地打合せにより決定するものとする。

1-3. 調査範囲

添付図（測量調査範囲図）に示す範囲とする。



2. 有害物質調査

2-1.業務目的

本業務は、し尿処理施設等の解体工事を行うにあたり、管理区域並びに解体工法等を計画するうえで必要となる設備や建材等に含まれる有害物質（アスベスト、ダイオキシン類）の状況を把握する目的で実施する。

2-2.調査項目等

(1) 調査項目

本業務の調査項目は以下のとおりである。

- ① 石綿含有建材調査
- ② ダイオキシン類調査

(2) サンプルング及び測定分析方法

- ① サンプルング作業を行うにあたっては、的確な保護具を着用して作業を行うとともに、作業前にサンプルング作業場所の換気及び酸素濃度測定等を行い、安全を確認すること。
- ② サンプルングに偏りが生じないようにすること。
- ③ 作業を行うにあたっては、必ず複数で行うこと。
- ④ 受託者は調査前に、サンプルング箇所や測定分析方法等を示した有害物質調査計画書を提出して委託者の承諾を得ること。

2-3.石綿含有建材調査

(1) サンプルング及び測定分析箇所

次に示す箇所にてアスベスト含有の測定分析を行う。

なお、本調査は「(3) 解体工事実施計画」における工事費用概算に必要な基礎情報の把握を目的とするものであり、本調査の対象箇所は解体等を伴わず、かつ、工事費用に関係性の高い箇所（部材の量等）を優先的に選定するものである。

〔施設内の石綿含有建材のアスベスト含有調査(計 30 検体)〕

- ① プラント設備：石綿含有保温材や断熱材等
- ② 建築物：石綿含有塗材、建材（成形板等）等

※サンプルング箇所及び試料の状況等によっては、変更する場合があります。

2-4.ダイオキシン類調査

(1) サンプルング及び測定分析箇所

次に示す箇所にてダイオキシン類の測定分析を行う。

〔焼却施設設備内の堆積物、付着物のダイオキシン類含有量調査（計 3 検体）〕

- ① 焼却炉本体 炉内焼却灰（堆積物）
- ② 焼却炉本体 炉壁付着物
- ③ 煙突 煙突下部付着物

・「煙道（煙道内付着物）」については、煙道区間が短く、かつ、「煙突下部付着物」と試料性状やダイオキシン類濃度等が同程度であることが想定されるため、同一の管理区域を設定することとし、本調査では省略とする。

※サンプルング箇所及び試料の状況等によっては、変更する場合があります。

2-5.調査結果とりまとめ

調査結果は、以下の項目等についてとりまとめる。

- ① サンプルング日（年月日）
- ② サンプルング及び分析の実施者名
- ③ サンプルング方法（方法及び使用した工具等）

- ④ サンプルング箇所（設備名称、概況等）
- ⑤ サンプルング箇所を示す図面及び写真
- ⑥ 試料の性状等
- ⑦ 分析機関
- ⑧ 分析方法
- ⑨ 測定結果
- ⑩ その他必要な事項

なお、委託者が調査結果に異常を認めた場合、委託者は受託者に対して再分析等を指示することができることとし、これに係る費用は受託者が負担することとする。

2-6.調査報告書作成

業務の成果として、前項までの内容を取りまとめた有害物質調査報告書を作成する。

2-7. 打合せ協議

有害物質調査に係る委託者との打合せ協議は、初回打合せ、最終打合せ・成果品提出時を基本とし、これらの他に打合せ協議の必要が生じた場合は適宜対応するものとする。

- (1) 初回打合せ
- (2) 最終打合せ・成果品提出

3. 解体工事実施計画

3-1.業務目的

本業務は、し尿処理施設等の解体工事発注のために必要な基本的事項の整理、概算事業費のとりまとめ、解体工事発注仕様書の作成等を実施するものである。

3-2.作業項目

本業務の作業項目は以下のとおりである。

- (1) 現況調査等
- (2) 解体工事実施計画
- (3) 打合せ協議

3-3.現地調査等

現地調査及び既存の関連資料の収集整理を実施して解体対象施設の状況を把握し、解体実施計画に必要となる基礎資料をとりまとめる。

- (1) 現地調査
現地の解体対象施設を調査し、竣工図等の既存資料と現地の相違点、有害物質の状況、残存物の状況等を整理する。また、施設内部、外部の現況を可能な範囲で写真撮影し、基礎資料として整理する。
- (2) 資料収集及び整理
解体対象施設に関する竣工図等の既存資料を収集し、解体実施計画図書作成に必要な資料を整理する。

3-4.解体工事実施計画

し尿処理施設の解体工事を実施する際の法令基準、解体等の工法、周辺環境への配慮事項等を検討して解体計画を策定する。

- (1) 施設概要、関係法令等のとりまとめ
し尿処理施設の施設概要、施設解体に係り遵守しなければならない法令・基準、解体事業の流れ等を整理してとりまとめる。
- (2) 管理区域の設定
本業務で実施するし尿処理施設の有害物質調査の結果及び法令・基準に基づき、解体工事における管理区域および保護具の区分を設定する。
- (3) 解体作業に係る諸手続きの整理
解体工事を実施する際、法令・基準の定めにより必要となる諸手続きについて整理する。
- (4) 準備工事の検討
解体工事の実施にあたり必要となる特別教育、仮設備、留意点等を検討のうえ基本的な事項を決定する。
- (5) 有害物質除去工事の検討
有害物質（アスベスト、ダイオキシン類）除去の方法等を検討のうえ基本的な事項を決定する。
- (6) 解体工事の検討
施設解体工法を検討のうえ基本的な事項を決定する。
- (7) 廃棄物処理・処分方法の検討
解体工事に伴い発生する廃棄物の処理・処分方法を検討のうえ基本的な事項を決定する。
- (8) 作業環境・周辺環境調査の検討
解体工事を実施するうえで必要となる環境対策及び調査方法を検討のうえ基本的な事項を決定する。
- (9) 解体跡地造成計画
既往測量調査結果を基に解体後の土地造成形状を決定する。
- (10) 解体計画書作成
前項までに内容をとりまとめて解体計画書を作成する。

3-5.解体工事発注仕様書作成

し尿処理施設解体工事の発注は仕様書発注方式を計画しており、今後の工事発注の準備に必要となる以下の作業を実施する。

(1) 参考見積仕様書の作成

し尿処理施設解体工事の概算工事費を算定するにあたり、工事の条件を示す参考見積仕様書を解体計画に基づき作成し、施設解体工事施工業者（3～5 社程度）へ参考見積書の提出を依頼する。なお、参考見積書とともに解体工事計画概要をとりまとめた参考見積設計図書の提出を求める。

作業内容は以下のとおりとする。

- ①参考見積条件等、依頼事項の整理
- ②参考見積仕様書の作成
- ③施設概要説明・参考図面・参考数量等、仕様書添付資料の作成
- ④参考見積仕様書に係る質疑の回答支援
- ⑤その他必要な事項

なお、参考見積仕様書の記載事項は以下を標準とする。

①総 則

工事概要、工事管理、疑義・変更、有害物質調査結果、工事範囲、提出図書、その他必要な事項

②工事仕様

安全管理体制、解体工事、環境測定・調査、その他必要な事項

③仕様書添付資料

施設概要説明・参考図面・参考数量等の資料

(2) 参考見積設計図書の比較検討

施設解体工事施工業者（3～5 社程度）から提出される参考見積設計図書の内容を比較検討して整理する。

(3) 概算工事費の取りまとめ

施設解体工事施工業者から提出された参考見積書及び参考見積設計図書の評価に基づき概算工事費を取りまとめる。

(4) 解体工事発注仕様書の作成

し尿処理施設解体工事の発注にあたり必要となる、工事仕様を示した発注仕様書及び図面、数量等の添付資料を取りまとめる。

し尿処理施設解体工事の発注仕様書は、参考見積仕様書の記載事項を基本とし、施設解体工事施工業者から提出された参考見積設計図書等による技術提案の評価や質疑の回答事項等を踏まえて作成する。

3-6. 報告書作成

業務の成果として、前項までの内容を取りまとめた解体工事実施計画報告書を作成する。

3-7. 打合せ協議

委託者との打合せ協議は、初回打合せ、中間打合せ（2回）、最終打合せ・成果品提出時を基本とし、これらの他に打合せ協議の必要が生じた場合は適宜対応するものとする。

- (1) 初回打合せ
- (2) 中間打合せ（2 回）
- (3) 最終打合せ・成果品提出

4. 書類整備

4-1. 作業項目

作成する書類は以下のとおりである。

- (1) 財産処分報告書作成
- (2) 土地の形質の変更届出書作成
- (3) 打合せ協議

4-2. 財産処分報告書作成

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、施設解体にあたり必要となる財産処分の手続きに必要な書類を作成する。

- (1) 様式の作成
- (2) 添付資料の作成、とりまとめ

4-3. 土地の形質の変更届出書作成

土壤汚染対策法の規定に基づき、施設解体にあたり必要となる届出書を作成する。

- (1) 様式の作成
- (2) 添付資料の作成、とりまとめ

4-4. 打合せ協議

報告書等作成に係る委託者との打合せ協議は解体工事実施計画に含むものとするが、必要に応じて実施するものとする。また、報告書等作成にあたり関係官庁との協議を適宜実施するものとする。

- (1) 打合せ協議
- (2) 北海道（本庁または総合振興局）協議